

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

12問

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の解答欄に正しく記入(マーク)すること。

[1] 次に掲げるもののうち、無線局の予備免許の際に総務大臣から指定される事項を、電波法の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 通信の相手方及び通信事項 2 免許の有効期間 3 電波の型式及び周波数 4 無線局の目的

[2] 次の記述は、変更検査について、電波法の規定に沿って述べたものである。□□□□ 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

第17条(変更等の許可)第1項の規定により □ A □ の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が同条同項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

の検査は、 の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について第24条の2第1項又は第24条の13第1項の登録を受けた者(「登録点検事業者」又は「登録外国点検事業者」のことをいう。)が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、その □ B □ を省略することができる。

- | A | B |
|-------------|----|
| 1 無線設備の設置場所 | 一部 |
| 2 無線設備の設置場所 | 全部 |
| 3 工事設計 | 一部 |
| 4 工事設計 | 全部 |

[3] 次の記述は、電波の質について、電波法の規定に沿って述べたものである。□□□□ 内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

送信設備に使用する電波の □□□□ 等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

- 1 周波数の偏差、高調波の強度
- 2 周波数の幅、空中線電力の偏差
- 3 周波数の偏差及び幅、高調波の強度
- 4 周波数の偏差及び幅、空中線電力の偏差

[4] 次に掲げるもののうち、「無人方式の無線設備」の定義として電波法施行規則に規定されているものを下の番号から選べ。

- 1 他の無線局が遠隔操作をすることによって動作する無線設備をいう。
- 2 無線従事者が常駐しない場所に設置されている無線設備をいう。
- 3 自動的に動作する無線設備であって、通常の状態においては技術操作を直接必要としないものをいう。
- 4 無線設備の操作を全く必要としない無線設備をいう。

[5] 次に掲げる記号をもって表示する電波の型式のうち、電波の主搬送波の変調の型式が角度変調であって周波数変調のもの、主搬送波を変調する信号の性質がデジタル信号の1又は2以上のチャンネルとアナログ信号の1又は2以上のチャンネルを複合したもの並びに伝送情報の型式がファクシミリ、データ伝送及び電話(音響の放送を含む。)の組合せのものはどれか、電波法施行規則の規定により正しいものを下の番号から選べ。

- 1 A3C 2 F7E 3 F8D 4 F9W

[6] 次の記述は、主任無線従事者の講習について、電波法及び電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線局（総務省令で定める無線局を除く。）の免許人又は登録人（以下「免許人等」という。）は、主任無線従事者を □ A □ 無線設備の操作の監督に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。

免許人等は、□ B □ の講習を受けた主任無線従事者にその講習を受けた日から □ B □ に講習を受けさせなければならない。当該講習を受けた日以降についても同様とする。

- | A | B |
|------------------------------------|-------|
| 1 選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から 6 箇月以内に | 3 年以内 |
| 2 選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から 6 箇月以内に | 5 年以内 |
| 3 選任するときは、あらかじめ | 3 年以内 |
| 4 選任するときは、あらかじめ | 5 年以内 |

[7] 次の記述は、無線局の運用について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、□ A □ は、免許状又は登録状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

の規定に違反して無線局を運用した者は、□ B □ に処する。

- | A | B |
|-------------------|--------------------------|
| 1 識別信号、電波の型式及び周波数 | 2 年以下の懲役又は 1 0 0 万円以下の罰金 |
| 2 識別信号、電波の型式及び周波数 | 1 年以下の懲役又は 1 0 0 万円以下の罰金 |
| 3 電波の型式及び周波数 | 1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金 |
| 4 電波の型式及び周波数 | 2 年以下の懲役又は 1 0 0 万円以下の罰金 |

[8] 次の記述は、擬似空中線回路の使用及び実験無線局等の通信について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線局は、次に掲げる場合には、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。

(1) □ A □ を行うために運用するとき。

(2) □ B □ を運用するとき。

実験無線局及びアマチュア無線局の行う通信には、暗語を □ C □ 。

- | A | B | C |
|------------------|--------|------------|
| 1 至近距離にある無線局と通信 | 実用化試験局 | 使用してはならない |
| 2 至近距離にある無線局と通信 | 実験無線局 | 使用することができる |
| 3 無線設備の機器の試験又は調整 | 実用化試験局 | 使用することができる |
| 4 無線設備の機器の試験又は調整 | 実験無線局 | 使用してはならない |

[9] 次の記述は、非常の場合の無線通信について、電波法の規定に沿って述べたものである。□□□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。なお、□□□内の同じ記号は、同じ字句を示す。

総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が □ A □ においては、人命の救助、災害の救援、□ B □ の確保又は秩序の維持のために必要な通信を □ C □ に行わせることができる。
総務大臣が の規定により □ C □ に通信を行わせたときは、国は、その通信に要した実費を弁償しなければならない。

- | A | B | C |
|----------------------|-------|---------|
| 1 発生し、又は発生するおそれがある場合 | 電力の供給 | 電気通信事業者 |
| 2 発生し、又は発生するおそれがある場合 | 交通通信 | 無線局 |
| 3 発生するおそれがある場合 | 電力の供給 | 無線局 |
| 4 発生するおそれがある場合 | 交通通信 | 電気通信事業者 |

[10] 次に掲げるもののうち、無線従事者がその免許を取り消されることがある場合に該当するものを、電波法の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 日本の国籍を失ったとき。
- 2 刑法に規定する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられたとき。
- 3 5年以上無線設備の操作を行わなかったとき。
- 4 不正な手段により無線従事者の免許を受けたとき。

[11] 次の記述は、総務大臣への報告について、電波法の規定に沿って述べたものである。□□□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線局の免許人又は登録人は、次に掲げる場合は、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
(1) 遭難通信、緊急通信、安全通信又は □ A □ を行ったとき。
(2) 電波法又は □ B □ の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。
(3) 無線局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたとき。
総務大臣は、無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、免許人又は登録人に対し □ C □ に関し報告を求めることができる。

- | A | B | C |
|---------------------|-----------|------------|
| 1 非常通信 | 電波法に基づく命令 | 無線局 |
| 2 非常通信 | 電気通信事業法 | 電波監理上必要な事項 |
| 3 無線機器の試験又は調整のための通信 | 電波法に基づく命令 | 電波監理上必要な事項 |
| 4 無線機器の試験又は調整のための通信 | 電気通信事業法 | 無線局 |

[12] 無線局の免許がその効力を失ったとき、免許人であった者は、免許状をどうしなければならないか、電波法の規定により正しいものを下の番号から選べ。

- 1 遅滞なく廃棄しなければならない。
- 2 1箇月以内に返納しなければならない。
- 3 無線検査簿とともに3箇月以内に返納しなければならない。
- 4 無線検査簿とともに2箇月間保管しなければならない。